

第5回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

公の施設等について
～県民の森等の取組状況報告～

(農林水産部)

令和5年12月21日(木)

○施設名 県民の森等（県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館）

1 報告の趣旨

- 第3回調査特別委員会において、県民の森等に係る現状、課題及び対応方針等について審議をいただき、その結果を踏まえ、リニューアルに係る具体的な手続きに着手したことから、その概要及び今後の予定について報告するもの。

2 前回の報告内容

(1) 現状・課題

<現状>

- 県民の森等は、県民が自然に親しみつつ休養し、自然に関して学習する場として設置した自然観察施設であり、「県民の森」のほか、有料施設である「植物園」等が、那珂市戸地内に一体的に整備されている。
- これらの施設を一括し「茨城県民の森等」として、指定管理者である（公社）茨城県農林振興公社が管理運営を行っている。

<課題>

- 県民の森は、シニア層の手軽な散策コースとしての利用などにより利用者数は微増傾向にある一方、中核施設である植物園については、施設の老朽化や類似施設の台頭等により、利用者数はピーク時の約23万8千人（平成7年度）から約5万6千人（令和4年度）と大幅に減少するなど低迷している。

(2) 対応方針

- 施設の現状や利用状況、議会からの提案（※）を踏まえ、自然観察施設の機能を活かしつつ、民間アイデアを活用し、魅力溢れる施設への一新を図っていく。
- 具体的には、県内外からの集客を実現できる魅力的な施設に再生することを目指し、コンセプトや整備スキーム、導入コンテンツ、運営方法などについて検討を進め、基本計画の策定など、必要な手続きに着手する。

（※）魅力向上に関する調査特別委員会提言（令和2年度）

茨城県民の森及び茨城県植物園については、四季の感動を体験・体感し、憩い学べる自然観察施設の機能を活かしつつ、民間アイデアを活用し、先進的な技術や体験型アウトドア施設など、新たなコンセプトを導入することにより、魅力溢れる施設に一新し、観光客増加及び地域経済の活性化を図る必要がある。

3 取組状況

(1) 基本計画の策定

- リニューアルに係る具体的な手続きとして、基本計画の策定に着手したところ。基本計画では、県民の森等を魅力的な施設に再生するためのリニューアル基本方針を定めるとともに、施設整備方針等を取りまとめる。

<基本計画の策定に係る業務委託>

- ・ 事業者の選定方法
公募型プロポーザル方式（公募期間：令和5年10月25日（水）～11月16日（木）、応募者：2者）
- ・ 業務委託期間
令和5年11月22日（水）～令和6年1月12日（金）
- ・ 計画の内容
リニューアル基本方針、施設整備方針、施設概略図、収支計画、概算事業費、運営方式等

<基本計画の方向性> ※詳細は、今後、基本計画を策定する中で検討

- ・ ポテンシャルを最大限に活かした魅力あふれる施設へのリニューアルを図る。
- ・ 植物園の機能は維持しつつ、滞在時間延長のための「体験」や「宿泊」など、他の植物園にはない新たな機能を追加。
- ・ 一方で、周辺住民による森林散策などこれまでの利用者にも配慮。
- ・ 持続可能な県有施設とするため、採算性の向上による指定管理料の低減を目指す。

(2) 基本設計

- 12月補正予算（植物園等魅力向上対策事業）により、基本計画（1月中旬策定予定）を基に、既存施設の改修や新たな施設の整備を具現化するための基本設計を実施。
- ・ 事業者の選定方法：公募型プロポーザル方式（公募期間(案)：令和6年1月下旬～2月上旬）
- ・ 業務委託期間（案）：令和6年2月～3月

(3) 今後の予定

時期	内容
令和6年1月	・基本計画完成 ・基本設計に係る公募、事業者選定
2月	・基本設計に係る業務委託契約締結
3月	・基本設計完了
4月	・実施設計、施設整備・改修工事、指定管理に係る公募
5月	・実施設計、施設整備・改修工事に係る事業者選定、仮契約
6月	・県議会第2回定例会 実施設計、施設整備・改修工事に係る契約締結議案提出 ・実施計画、施設整備・改修工事に係る契約締結
	(施設整備・改修工事)
令和7年4月	・リニューアルオープン